内閣衆質一五〇第一〇号

平成十二年十一月十七日

国 務 大 臣 内閣総理大臣臨時代理

福 田 康 夫

衆 議 院 議長 綿 貫 民 輔 殿

衆議院議員金田誠一君提出防衛庁の秘密保全体制に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員金田誠一君提出防衛庁の秘密保全体制に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ね 0 「秘密保全のための規則」 は、 防衛庁における秘密の保全を直接の目的として制定された規則

を指すものと解されるところ、その名称、 発簡番号及び制定年月日を公表することができるものは、 別表

のとおりである。

これらの規則のうち、公表することができない内容を含むものは、 「誘導弾ターター装置の特別秘密保

護要綱に関する通達」、 「ナイキ及びホークの特別秘密保護要綱に関する通達」、 「ナイキ及びホークの

玉 内生産等に係る秘密保護について (通達) 」及び「電子計算機システム保全技術基準につい 7 **通**

知 の四件であり、 公表することができない根拠となる法令は、 いずれも自衛隊法 (昭和二十九年法律

第百六十五号)第五十九条及び国家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号)第百条である。

防衛庁における秘密の保全を直接の目的として制定された規則のうち、その名称を公表することができ

ないものの件数は十五件であり、公表することができない根拠となる法令は、いずれも自衛隊法第五十九

条及び国家公務員法第百条である。

二の1について

秘密保全に関する訓令 (昭和三十三年防衛庁訓令第百二号。 以下「訓令」という。)における 「関係職

員」の定義については、 訓令第二条第三項に定めているところ、防衛庁長官及び防衛政務次官は、 同項第

二号に規定する「管理者の職務上の上級者」に該当することから、訓令第六条に規定する「関係職員以外

の者」に含まれることはないが、その他の防衛庁職員は、 同条に規定する「関係職員以外の者」に含まれ

ることはある。

一の2について

御指摘の場合においては、 一般に、 自衛隊法第四十六条第一項各号のいずれかに該当することとなると

考える。

一の3について

訓令第十九条に規定する「関係者」とは、当該秘密を伝達又は送達したあて先たる官職を指すため、退

職した者は含まれない。

二の4について

訓令第二十条の規定に基づき立入りを禁止された場所以外でも、 秘密の知識又は文書、 図画若しくは物

件が取り ŋ 扱 わ れる場合はある。

一の5について

訓令第二十九条第二項に規定する「事務次官の定め」の内容については、 これを明らかにすると他国と

の信頼関係が損なわれるおそれがあるので、答弁を差し控えたい。

訓令第三十条第六項に規定する「官房長等 (内部部局にあつては、 官房長) の定め」については、 海上

幕僚長、 航空幕僚長、 統合幕僚会議事務局長、 情報本部長、 技術研究本部長、 調達実施本部長及び 防衛施

設庁長官においては、 同項に規定する電話等の方法以外の伝達方法をとることができる場合、 その 際に承

認を得るべき者等を定めているが、 官房長、 防衛大学校長、 防衛医科大学校長、 防衛研究所長及び陸上幕

僚長においては、 定めていな 17

三の1について

秘密の文書、 図画又は物件の製作等を政府機関に委託するときの保全措置を定めた規則については、 制

定していない。

三の2について

訓令第二十六条に規定する委託時の調査については、 原則として、 委託の契約を行う官房長等が行うこ

ととしている。

三の3の①について

「生物兵器への対処に関する懇談会開催運営要綱」 (以下「運営要綱」という。)は、 同懇談会の運営

に必要な事項について防衛庁長官が定めたもので、法令ではないが、 運営要綱第七にいう「秘密」とは、

非公知の事実であって、 実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいう。

三の3の②について

生物兵器への対処に関する懇談会の委員が運営要綱第七にいう「秘密」 を他に漏らした場合の制裁につ

いては、定めていない。

四の1について

「取扱い上の注意を要する文書等の取扱いについて(通達)」 (昭和五十六年三月二日防防調一第九百

四十八号)に定める「取扱い上の注意を要する文書等」については、 その送達、貸出し又は閲覧を記録す

及んでいること等から、マンスフィールド研修員のうち防衛庁が受け入れた者に対して、 力合衆国 衆国政府との書簡の交換 の厳格な管理の下でその内容を知らせた「取扱い上の注意を要する文書等」の個々具体的な名称等につい ることとされていないこと、マイク・マンスフィールド研修計 そのすべてを明らかにすることは困難である。 政府の公務員 (以下「マンスフィールド研修員」という。)を防衛庁が受け入れた期間が数年に (平成八年外務省告示第四百七十六号) 画の実施に関する日本国政府とアメリカ合 に基づいて各省庁等に配置されたアメリ 配置先各課長等

四の2について

り、 理解を深めるため、 各課長等の厳格な管理の下、 要する文書等」のうち自衛隊法第五十九条に規定する のである。 マンスフィールド研修員は、 公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わるものではないが、 防衛庁においても、こうした研修の趣旨をいかすために必要な場合には、 受入先である各省庁等において業務の実際を体験する様々な機会が与えられてい 防衛庁が受け入れたマンスフィールド研修員に対してその内容を知らせるこ 部外者である研修員として、 「秘密」に該当しないものの一部について、 補佐的、 補助的に事務にかかわるも 我が国の公務の実態等について 「取扱い上の注意を 配置先 のであ るも

とがある。

兀 の3について

防衛庁において、マンスフィールド研修員と同様、 配置先責任者の管理の下で、 部外者である研修員と

して、補佐的、 補助的に事務にかかわる者に該当するものは、 現時点では、 防衛施設庁の業務等について

理解を深めさせるために研修員として受け入れた地方公共団体の職員である。

九条に規定する「秘密」 に該当しないものの一 部について、 配置先責任者の厳格な管理の下、 その内容を

「取扱い上の注意を要する文書等」

のうち自衛隊法第五十

知ることがある。

当該研修員は、

当該研修上必要な場合には、

五 の1につい · て

現在、 防衛庁職員のうち自衛隊法第五十九条に規定する守秘義務を負わない者は、 防衛庁長官、 防衛政

務次官、 防衛施設中央審議会、 自衛隊離職者就職審查会、 自衛隊員倫理審査会及び防衛施設地方審議会の

各委員、 防衛施設庁総務部の調停官並びに防衛施設庁労務部の職員である。

五の2について

御指摘のとおりである。

五の3について

御指摘 の事案に関する捜査機関の取調べ等において、 御指摘の秘密を明らかにできるか否かは、 これを

明らかにすることによって得られるべき公益と、 守秘義務によって守られるべき公益とを個別具体的に比

較衡量して決せられるものであり、一概には申し上げられない。

五の4について

御指摘 の秘密については、 般に知られたわけではないため、 非公知性が失われたとは考えていない。

六の1及び2について

御指摘 \mathcal{O} 「漏えいした秘密」 については、 訓令第二条第一項に規定する 「秘密」 に該当しない。

六の3について

防衛庁においては、 平成三年、 日本電気株式会社に対し、文書により、 厳重に注意するとともに、 再発

防止に係る誓約書及び具体的な再発防止対策の提出を指示し、また、 再発防止策が実施されるまでの間 0

取引の停止を通告した。 なお、 当該取引の停止については、平成三年四月一日から同年五月二十日までの

間実施した。

六の4について

御指摘の秘密については、 般に知られたわけではないため、 非公知性が失われたとは考えていない。

六の 5 について

防衛庁においては、 「契約企業における秘密保全の更なる徹底について(通達)」(平成十年十月六日

防防調第五千二百九十九号)を発出した後、 担当部局の職員が実地に検査するなどの方法により、 防衛庁

の契約企業における秘密保全体制の点検を行った。

七について

現在、 防衛庁本庁において、 部外者の立入りが可能な場所において、 秘密の知識又は文書、 図画若しく

は物件が取り扱われる場合はある。

八について

防衛庁において秘密区分の指定を解除した文書等の公開については、 引き続き検討してまいりたい。

5. 3		
名称	発育 番号	制定年月日
防衛秘密の保護に関する訓令	防衛庁訓令第五十一号昭和三十三年	昭和三十三年七月七日
秘密保全に関する訓令	防衛庁訓令第百二号昭和三十三年	昭和三十三年十一月十五日
誘導弾ターター装置の特別秘密保護要綱に関する通達	次発防二第二百七十号昭和三十五年九月三十日	昭和三十五年九月三十日
秘密保全に関する達	防衛大学校達第十二号昭和三十六年十二月五日	昭和三十六年十二月五日
防衛秘密の保護に関する達	防衛大学校達第十三号昭和三十六年十二月五日	昭和三十六年十二月五日
ナイキ及びホークの特別秘密保護要綱に関する通達	次発防二第百十五号 昭和三十七年五月二十八日	昭和三十七年五月二十八日
防衛施設庁における防衛秘密の保護に関する訓令	防衛施設庁訓令第二十九号昭和三十八年	昭和三十八年七月十日
防衛施設庁における秘密保全に関する訓令	防衛施設庁訓令第三十七号昭和三十八年	昭和三十八年十一月十四日
防衛秘密の保護に関する達	陸上自衛隊達第四十一-三号昭和三十九年六月十六日	昭和三十九年六月十六日
ナイキ及びホークの国内生産等に係る秘密保護について(通達)	防防二第千三百六十一号昭和四十三年五月二十八日	昭和四十三年五月二十八日
防衛秘密の保護に関する達	航空自衛隊達第三十四号昭和四十三年十一月二十八日	昭和四十三年十一月二十八日
(通達) 秘密保全に関する訓令及び防衛秘密の保護に関する訓令の一部改正について	防防調第三千百九十二号昭和四十三年十二月五日	昭和四十三年十二月五日

防衛秘密の保護に関する達	技術研究本部達第四号昭和四十三年十二月十一日	昭和四十三年十二月十一日
秘密保全に関する達	技術研究本部達第五号昭和四十三年十二月十一日	昭和四十二年十二月十一日
秘密保全に関する達	陸上自衛隊達第四十一十二号昭和四十三年十二月十九日	昭和四十三年十二月十九日
防衛秘密の保護に関する達	海上自衛隊達第七十五号昭和四十三年十二月二十三日	昭和四十三年十二月二十三日
秘密保全に関する達	海上自衛隊達第七十六号昭和四十三年十二月二十三日	昭和四十三年十二月二十三日
秘密保全に関する達	防衛研修所達第五号昭和四十三年十二月二十七日	昭和四十三年十二月二十七日
秘密保全に関する訓令の実施要領について(通知)	官総第千二百七十三号昭和四十三年十二月二十七日	昭和四十三年十二月二十七日
秘密保全に関する達	調達実施本部達第二号昭和四十四年四月一日	昭和四十四年四月一日
防衛秘密の保護に関する達	調達実施本部達第三号昭和四十四年四月一日	昭和四十四年四月一日
秘密保全に関する達の一部改正に伴う措置について (通達)	防大総第七百九十三号昭和四十七年十二月七日	昭和四十七年十二月七日
注意文書等の取扱いに関する達	防衛研修所達第九号昭和四十八年十月二十九日	昭和四十八年十月二十九日
統合幕僚会議事務局秘密保全に関する達	統合幕僚会議事務局達第三号昭和五十五年九月二十二日	昭和五十五年九月二十二日
取扱い上の注意を要する文書等の取扱いについて (通達)	防防調一第九百四十八号昭和五十六年三月二日	昭和五十六年三月二日

秘密物件等を保管する保管施設の構造に関する基準について(通達)	秘密保全に関する達	秘密保全に関する達	細断機、保管容器及び複写機の使用、配置等に関する基準について(通達)	取扱い上の注意を要する文書等の取扱いについて (通達)	取扱い上の注意を要する文書等の取扱いについて (通達)	達) 	取扱い上の注意を要する文書等の取扱いについて (通達)	取扱い上の注意を要する文書等の取扱い要領について (通達)	取扱上の注意を要する文書等の取扱いについて (通達)	取扱い上の注意を要する文書等の取扱いについて (通達)	取扱い上の注意を要する文書等の取扱い要領について (通知)	取扱い上の注意を要する文書等の表示について(通知)
防防調一第千六百七十六号昭和六十三年三月二十五日	防衛医科大学校達第七号昭和五十七年五月一日	航空自衛隊達第一号昭和五十七年一月五日	防防調一第四千二百三号昭和五十六年八月二十日	空幕調一第二百四十二号昭和五十六年六月九日	調本発総第千五百二十号昭和五十六年四月二十日	施本第九百六十七号(CGG)昭和五十六年四月十五日	海幕調一第千八百三十二号昭和五十六年四月十三日	統局一第二百十四号昭和五十六年四月八日	陸幕調一第七十四号昭和五十六年三月十七日	防医総総第百二十二号昭和五十六年三月十日	官総第千十六号昭和五十六年三月五日	防調一第九百四十九号昭和五十六年三月二日
昭和六十三年三月二十五日	昭和五十七年五月一日	昭和五十七年一月五日	昭和五十六年八月二十日	昭和五十六年六月九日	昭和五十六年四月二十日	昭和五十六年四月十五日	昭和五十六年四月十三日	昭和五十六年四月八日	昭和五十六年三月十七日	昭和五十六年三月十日	昭和五十六年三月五日	昭和五十六年三月二日

自衛隊の秘密物件等保管施設設計要領について(通達)	施本建第三十八号(CCP)昭和六十三年七月二十九日	昭和六十三年七月二十九日
	統局一第九百十四号昭和六十三年十一月二十六日	昭和六十三年十一月二十六日
秘密に係る施設の建設工事について(通知)	施本建第十一号(CCP)平成三年一月二十八日	平成三年一月二十八日
秘密に係る施設の建設工事実施細則について(通知)	施本建第十二号(CCP)平成三年一月二十八日	平成三年一月二十八日
取扱い上の注意を要する文書等の取扱いについて (通達)	技総第十二号平成三年二月二十八日	平成三年二月二十八日
ワープロ等の取扱いにおける秘密保全要領について(通達)	陸幕調一第三十八号 平成八年三月十五日	平成八年三月十五日
情報本部秘密保全に関する達	情報本部達第五号平成九年一月二十日	平成九年一月二十日
ワープロ等の取扱いにおける秘密保全要領について(通達)	情本総第八号平成九年一月二十日	平成九年一月二十日
取扱上の注意を要する文書等の取扱いについて (通達)	情本総第九号平成九年一月二十日	平成九年一月二十日
(通達) 秘密電子計算機情報の保全及び注意電子計算機情報の取扱い要綱について	防防調第三千五百一号平成十年六月二十四日	平成十年六月二十四日
(通達)」の運用について(通知) 「秘密電子計算機情報の保全及び注意電子計算機情報の取扱い要綱について	防調第三千五百二号平成十年六月二十四日	平成十年六月二十四日
電子計算機システム保全技術基準について(通知)	運指第四千百九十三号平成十年七月三十一日	平成十年七月三十一日